

# iDeCo を始めるにあたって



加入を希望される方・運用商品等の詳細な情報を確認したい方へ  
 申込手続き等も含めた詳しいご案内をお渡しします。  
 以下の窓口までお問合せください。

## 申込手続き等詳細を ご案内します



株式会社神奈川銀行(受付金融機関)は、日本生命保険相互会社(運営管理機関)から個人型確定拠出年金の加入・移換の申出に係る資料等の配付、加入者等に対して行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供に関する事務について委託を受けています。

## お申込みをされるみなさまへ

★iDeCoをご利用いただくにあたり、お立場により一定の手数料※1が発生します。

	加入者(掛金を拠出する方)	運用指図者(掛金を拠出しない方)
加入時※2	国民年金基金連合会 初回のみ2,829円(税込)	
運用期間中	運営管理機関(当社) 月あたり0円	運営管理機関(当社) 月あたり0円
	事務委託先金融機関 月あたり※3 66円(税込) 国民年金基金連合会 掛金拠出1回あたり 105円(税込)	事務委託先金融機関 月あたり66円(税込)
負担方法	掛金から負担	個人別管理資産から負担
移換時または 運営管理機関変更時※4	運営管理機関(当社) 0円	

- ※1 この他にもご負担いただく手数料が発生する場合があります。詳細は、加入のお手続き時にスタートガイドにてご確認ください。
- ※2 iDeCoにご加入される時にご負担いただきます。(運用指図者として移換する場合を含みます。)
- ※3 掛金の拠出区分期間(加入者の任意で月単位で掛金拠出単位期間を区分した期間)の月数分の手数料をまとめてご負担いただきます。
- ※4 他の確定拠出年金または確定給付企業年金への移換あるいは他の運営管理機関への変更時に当社が徴収する手数料は発生しません。

★iDeCoは、加入者のみなさまがご自身の判断でどのような運用商品を選択するかを指示(運用指図)し、資産運用を行っていただく制度です。運用結果によっては掛金を下回ることがあります。

★iDeCoは、原則60歳前での中途解約(脱退)はできません。ただし一定の要件を満たした場合に限り、脱退一時金の受給が可能です。詳細は、加入のお手続き時にスタートガイドにてご確認ください。

★給付は原則60歳以降の受取りになります。ただし、60歳時点の加入期間(通算加入者等期間※1)が10年未満の場合、通算加入者等期間により、受取開始年齢が引上げられます。

※1 確定拠出年金における加入者※2もしくは運用指図者※3であった期間(60歳未満の期間に限る)の合計。その他の退職金・年金制度から確定拠出年金に資産を移換した場合、移換元制度の加入期間が通算されます(企業型確定拠出年金は移換しない場合も含む)。確定拠出年金から確定給付企業年金に資産の移換をしている場合には、当該個人別管理資産に係る期間(その他の退職金・年金制度から当該個人別管理資産に移換してきた資産に係る期間を含む)が通算加入者等期間から除かれることとなります。なお、その他の退職金・年金制度と確定拠出年金の加入期間に重複がある場合は、いずれか一方のみカウントされます。

※2 掛金を拠出しながら、資産の運用を行う方

※3 掛金を拠出せず、これまで積立した資産の運用のみを行う方

### ■通算加入者等期間と受取開始年齢

通算加入者等期間	受取開始年齢
10年以上	60歳～
8年以上10年未満	61歳～
6年以上8年未満	62歳～
4年以上6年未満	63歳～
2年以上4年未満	64歳～
1カ月以上2年未満	65歳～

※通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が、新規に加入された場合は、加入日から5年を経過した日以降からiDeCoの老齢給付金の受給が可能となります。

日本-DC基-202512-0146-F

運営管理  
手数料



## はじめよう!自分のための年金積立て!

ニッセイ個人型プラン(運営管理手数料無料コース)

# iDeCoのご案内

iDeCoは税制優遇を受けながら効率よく  
老後の資産形成ができる制度です。



iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」

DC:確定拠出年金(Defined Contribution)、iDeCo:個人型確定拠出年金

そもそもなんで今、  
iDeCoが必要なのか?

ゆとりをもったセカンドライフ\*  
を送るには、備えが  
必要だからです!

\*「セカンドライフ」とは「退職後の生活」を意味しています。

## 60歳以降の平均余命は男女ともに20年超え!



出典 ※1 生命保険文化センター「2025(令和7)年度 生活保障に関する調査(速報版)」  
 ※2 厚生労働省「令和7年版 厚生労働白書」(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む「モデル年金額」)

誰でも  
始められるの?

多くの方々にご利用いただけ  
ます。ただし掛金に  
上限があります。

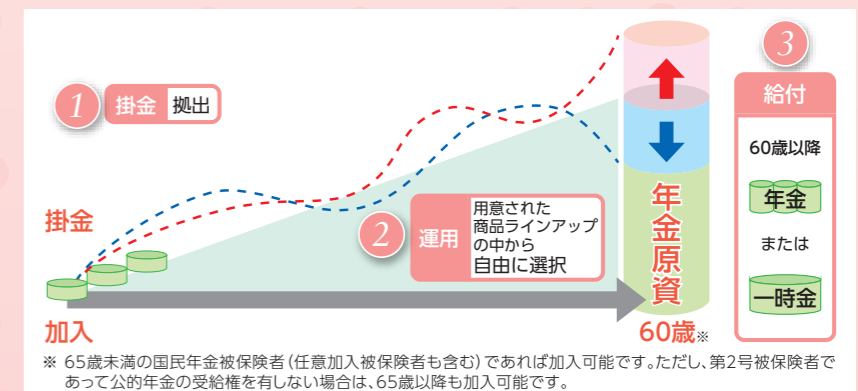
- ※ 国民年金保険料を免除もしくは猶予されている方は加入できません(一部の方を除く)。
- ※ 65歳未満の国民年金被保険者(任意加入被保険者も含む)であれば加入可能です。ただし、第2号被保険者であって公的年金の受給権を有しない場合は、65歳以降も加入可能です。
- ※ 1 企業年金等とは、企業型DCや、他の企業年金(確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等)を指します。企業年金等に加入している方(公務員等を含む)のiDeCoの掛金の拠出方法は、毎月定額拠出のみ可能です。
- ※ 2 国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料との合算となります。
- ※ 3 拠出限度額はiDeCoの加入者掛金の額と中小事業主掛金の額の合計で判定します(中小事業主掛金の拠出有無は、お勤め先により異なります)。
- ※ 4 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入できません。
- ※ 5 iDeCoの各月の拠出限度額は、月額5.5万円から事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)を控除した残余の額の範囲内で最大2万円までとなります。ただし、残余の額が、iDeCoの掛金の最低拠出額(5千円)を下回る場合はiDeCoに加入できません。なお、DB等他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとにその給付水準から企業型確定拠出年金と比較可能な形式で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合はその合算となります。「他制度掛金相当額」は、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の方は8千円、私立学校教職員共済制度の方は7千円となります。その他の方は、勤務先にご確認ください。

### iDeCoの加入範囲と掛金拠出限度額

加入対象者	第1号被保険者 任意加入被保険者	第2号被保険者		第3号被保険者
	自営業者等	企業年金等※1の加入有無		専業主婦(夫)等 (第2号被保険者 に生計を維持 されている)
		加入して いない方	加入している方※4 (公務員・ 私学共済加入者 を含む)	
掛金拠出 限度額(月額)	6.8万円※2	2.3万円※3	2.0万円※5	2.3万円

iDeCoって  
どんな仕組みなの?

「掛金」「運用」「給付」  
の3つの仕組みが  
あります!



より詳しくiDeCoの仕組みを知りたい方などは、ニッセイのiDeCoのオフィシャルHP  
 (<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/401k/>) でご確認ください。

# iDeCoのメリットは 3つの税制優遇!!



## 始めることで受けられる3つのメリットがあります

1

掛金が全額  
所得控除の対象になる!



「小規模企業共済等掛金控除」の対象となるため、所得税・住民税の軽減効果があります。

2

運用益が  
全額非課税!



一般的な金融商品は運用益に課税されますが、iDeCoでの運用益には課税されません。  
※年金資産に対して別途、特別法人税が課税されますが、現在は課税凍結中。

3

受取り時も  
各種控除が使える!



年金受取りの場合は「公的年金等控除」、一時金受取りの場合は「退職所得控除」が適用されます。  
※控除の非課税枠には上限があります。

例えば、税率が所得税20%、住民税10%の方の場合、  
毎月5,000円の積立てをするだけで、  
年間18,000円の所得税、住民税の支払を軽減することが可能です!

\*所得税率は課税所得金額によって異なります。 \*課税所得金額=(給与の収入金額-給与所得控除額)-所得控除額



会社員

毎月2.3万円の  
積立てをした場合

年間82,800円の  
税軽減が可能!



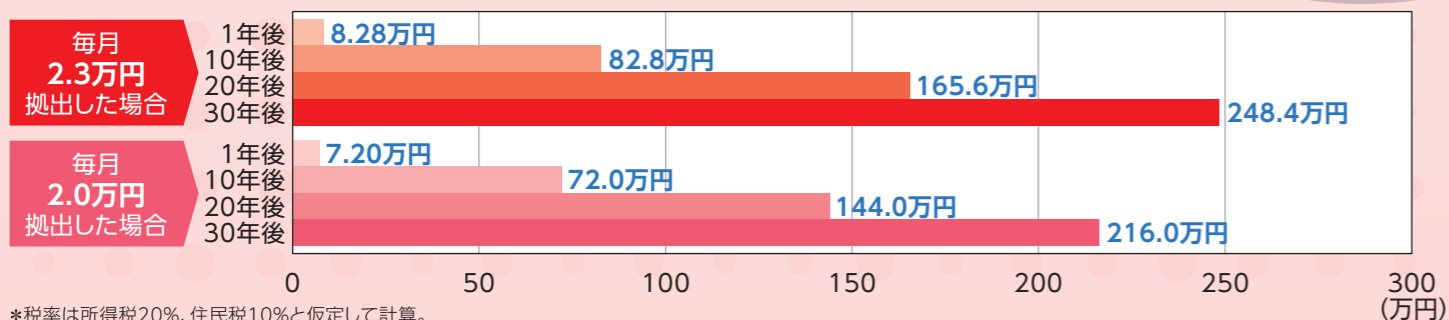
公務員

毎月2.0万円の  
積立てをした場合

年間72,000円の  
税軽減が可能!



### ■所得税・住民税の軽減効果



\*税率は所得税20%、住民税10%と仮定して計算。  
[会社員: 毎月2.3万円×12カ月×(20%+10%)=82,800円 公務員: 毎月2.0万円×12カ月×(20%+10%)=72,000円]  
\*税軽減額には、復興特別所得税や税額控除等は考慮していません。  
\*税務の取扱い等については、2025年12月現在の税制・関係法令等に基づいており、今後、変更される場合があります。  
個別の税務の取扱い等については所轄の国税局・税務署等や顧問税理士にご確認ください。

より詳しくiDeCoのメリットを知りたい方やシミュレーションをしたい方などは、ニッセイのiDeCoのオフィシャルHP (<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/401k/>) でご確認いただけます。

# ニッセイのiDeCoの 特徴は?



## ニッセイのiDeCo 4つのうれしいポイント

1

運営管理手数料<sup>※1</sup>が無料!  
さらに、移換時手数料<sup>※2</sup>も無料!

手数料負担が低く、iDeCoを始められます。



※1 運営管理手数料は今後変更の可能性があります。ご加入にあたって、この他に支払手数料が発生します。詳細は裏面の「お申込みをされるみなさまへ」をご確認ください。  
※2 他の企業年金制度等への移換時に当社が徴収する手数料は発生しません。

2

充実した運用商品ラインアップ  
と頼りになるロボアドバイザー

多様なニーズをカバーした充実の商品ラインアップです。



商品選びに迷ったら...

ロボアドバイザー「N-アシスト」で  
ご自身の運用スタイル  
が診断できます。

ここからアクセス 

3

確定拠出年金専用スマホアプリ  
「ニッセイDCアプリ」が  
快適な資産運用をサポート!

資産状況や運用商品の詳細をチェックでき、アプリ上で運用商品変更手続きもできる便利さが魅力です。

様々なコンテンツが運用をサポート!



\*画像はイメージです。

4

お得な優待サービス

ショッピングや映画などご利用いただける優待サービスをご用意しております。



ニッセイのiDeCoは  
「よくあるご質問(FAQ)」  
が充実!!



スピード解決!

確定拠出年金の制度に関する疑問、  
各種手続きなど、  
「知りたい!」と思ったときにアクセスし、  
確認してみましょう!



運営管理  
手数料

0円

# iDeCoの活用術

ニッセイの  
iDeCo  
個人型確定拠出年金・愛称「iDeCo」



iDeCo普及推進キャラクター  
「iDeCoちゃん」

iDeCo (個人型確定拠出年金) では、  
掛金が**全額所得控除の対象**になります。

DC: 確定拠出年金 (Defined Contribution)

※運営管理手数料は今後変更の可能性があります。ご加入にあたっては、加入・移換時の初期手数料として国民年金基金連合会へ2,829円(税込)、以降、国民年金基金連合会へ掛金拠出1回あたり105円(税込) および事務委託先金融機関へ月額66円(税込)の口座管理手数料がかかります。

## 所得控除による税制メリットとは(イメージ)

iDeCo加入前の  
課税所得額

iDeCo掛金額

× 税率 = **税軽減効果**

iDeCo加入後の  
課税所得額

**ポイント** 高所得で**税率の高い方ほど、大きな税軽減効果**があります。

※下表の税軽減額は1,000円未満切捨て、住民税は一律10%と仮定し、復興特別所得税や税額控除等は考慮しておりません。  
※下表記載の内容は2025年12月時点の税制に基づいており、将来税法の改正等により変更される場合があります。

課税所得	所得税・住民税合計税率	掛金拠出上限額(月額)の例		
		国民年金第2号被保険者		国民年金第1号被保険者 国民年金任意加入被保険者
		企業年金等 <sup>※1</sup> の加入有無		
		加入していない方	加入している方 <sup>※3</sup> (公務員・私学共済加入者を含む)	自営業者等
		2.3万円 <sup>※2</sup>	2.0万円 <sup>※4</sup>	6.8万円 <sup>※5</sup>
195万円以下	15%	4.1万円	3.6万円	12.2万円
195万円超 330万円以下	20%	5.5万円	4.8万円	16.3万円
330万円超 695万円以下	30%	8.2万円	7.2万円	24.4万円
695万円超 900万円以下	33%	9.1万円	7.9万円	26.9万円
900万円超 1,800万円以下	43%	11.8万円	10.3万円	35.0万円
1,800万円超 4,000万円以下	50%	13.8万円	12.0万円	40.8万円
4,000万円超	55%	15.1万円	13.2万円	44.8万円

**掛金を上限で拠出した場合の、課税所得・掛金額に応じた年間の税軽減額**  
(計算式: 1カ月あたりの掛金拠出額×12カ月×所得税・住民税合計税率)

※1 企業年金等とは、企業型DCや、他の企業年金(確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等)を指します。企業年金等に加入している方(公務員等を含む)のiDeCoの掛金の拠出方法は、毎月定額拠出のみ可能です。  
 ※2 拠出限度額は加入者掛金の額と中小事業主掛金の額の合計で判定します。(中小事業主掛金の拠出有無は、お勤め先により異なります。)  
 ※3 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入できません。

※4 iDeCoの各月の拠出限度額は、月額5.5万円から事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)を控除した残額の範囲内で最大2万円までとなります。ただし、残額の額が、iDeCoの掛金の最低拠出額(5千円)を下回る場合はiDeCoに加入できません。なお、DB等他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとにその給付水準から企業型確定拠出年金と比較可能な形式で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合はその合算となります。[他制度掛金相当額]は、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の方は8千円、私立学校教職員共済制度の方は7千円となります。その他の方は、勤務先にご確認ください。  
 ※5 国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料との合算となります。

さらに… **運用中・受取時**にも税制メリットがあります。

**運用益は非課税で再投資されます**

(一般の金融商品は運用益に課税されます)

**受取時、各種控除が適用されます**

(一時金受取は退職所得控除、年金受取は公的年金等控除が適用されます)

2025年12月時点

# 所得控除による税制メリットの算出

## 給与所得者(会社員・公務員等の方)の場合

【源泉徴収票のイメージ】

令和●●年分 給与所得の源泉徴収票	
支払先住所 横浜市中央区長者町9丁目166番地	(個人番号) 123456789012
氏名 カナガワ タロウ 神奈川 太郎	
給与・賞与 8,000,000	給与所得控除後の金額 ① 6,000,000
	所得控除の額の合計額 ② 2,280,000
	源泉徴収税額 323,100
社会保険料等の金額 14,000	生命保険料の控除額 120,000
	増徴保険料の控除額 0
	住宅借入金等特別控除の額 0

【課税所得の算出】

- ①給与所得控除後の金額-②所得控除の額の合計額  
神奈川太郎さまの課税所得 **3,720,000円**  
(= ①6,000,000円 - ②2,280,000円)

## 事業所得者(自営業等の方)の場合

【確定申告書Bのイメージ】

令和●●年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B	
現在の住所 横浜市中央区長者町9丁目166番地	氏名 神奈川 次郎
事業種別 卸売業	所得金額 10,000,000
収入金額 12,000,000	課税される所得金額 ③ 5,680,000
配当 5,000,000	上の項に対する税額 1,704,000
	配当控除 2,500,000
	住宅ローン控除 1,679,000
	災害減免額 1,679,000

【課税所得の算出】

- ③課税される所得金額  
神奈川次郎さまの課税所得 **5,680,000円**

表面の早見表で、神奈川太郎さま・神奈川次郎さまの所得税・住民税の合計税率は**30%**となります。

上記事例では、いずれもiDeCoに毎月1万円を拠出した場合、  
**税制メリットの金額は年3.6万円**となります。

※1万円(月額)×12カ月×30%(所得税・住民税の合計税率)

..... iDeCoに加入するにあたって .....

加入を希望される方・運用商品等の詳細な情報を確認したい方へ  
申込手続き等も含めた詳しいご案内をお渡しします。以下の窓口までお問合せください。

申込手続き等詳細をご案内します



お問合せは  
**神奈川銀行各店舗まで!**

株式会社神奈川銀行(受付金融機関)は、日本生命保険相互会社(運営管理機関)から個人型確定拠出年金の加入・移換の申出に係る資料等の配付、加入者等に対して行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供に関する事務について委託を受けています。

### ご留意事項

- \*国民年金保険料を免除もしくは猶予されている方は加入できません(一部の方を除く)。
- \*65歳未満の国民年金被保険者(任意加入被保険者も含む)であれば加入可能です。また、第2号被保険者であって公的年金の受給権を有しない場合は、65歳以降もiDeCoに加入可能です。

### 「よくあるご質問(FAQ)」のご案内



スピード解決!

制度や  
お手続きの  
疑問は  
こちらで確認!





運営管理  
手数料

0円

# ニッセイのiDeCo

## Web申込手続きのご案内

iDeCo:個人型確定拠出年金  
企業型DC:企業型確定拠出年金

※運営管理手数料は今後変更の可能性があります。ご加入にあたっては、加入・移換時の初期手数料として国民年金基金連合会へ2,829円(税込)、以降、国民年金基金連合会へ掛金拠出1回あたり105円(税込)および事務委託先金融機関へ月額66円(税込)の口座管理手数料がかかります。

### 申込手続きにあたっての留意事項

- ・申込時点で右記の例に該当される方は、Web申込手続きをご利用いただけません(ご不明な場合も含まれます)。
- ・裏面に記載のお問合せ窓口にて申込書類をお渡ししますので、ご連絡ください。

#### 【主なWeb申込手続き対象外の方】

- ・掛金の年単位拠出をご希望される方
- ・第2号被保険者の方で、事業主払込みを希望される方(iDeCo+(イデコプラス)を実施する勤務先にお勤めの方を含む)
- ・加入・移換以外(運営管理機関変更等)をご希望の方

Web申込手続き対象外の方の詳細は、以下の2次元コードまたはURLからアクセスし、「はじめてナビ」内の『iDeCo Web手続き』にあたっての『ご注意事項』をご確認ください。

### Web申込手続きの流れ

お申込みはこちら  
(「はじめてナビ」へアクセス)



●パソコンからお申込みの場合は以下のリンクからアクセスしてください。

<https://www.nissay.co.jp/othersite/dc/teikeimuryou/hajimetenavi/index.html>

アクセス後は以下の手順に沿ってお手続きください。

#### STEP1

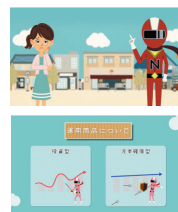
iDeCoについて  
知ろう!

#### スタートガイド

iDeCoにまつわる  
情報やお手続き方法  
を解説!



#### 動画



『3分で分かる!  
そもそも確定拠出年金ってなに!?』

『お金を上手に増やすには!?』

#### STEP2

運用商品を事前  
に選びましょう!

#### N-アシストを活用しよう!



いくつかの質問に答えるとご自身に合った  
資産配分や運用商品を診断できるサー  
ビスです。

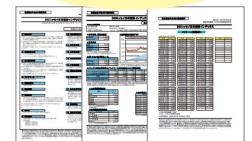
※お申込時に商品を選択いただく画面がございます。  
後ほどご確認くださいよう、シミュレーションの  
結果を画面コピーもしくはスクリーンショットして  
おきましょう。

#### 他にも...

運用商品  
選び方  
ガイド



運用商品の情報・実績に  
関する各種資料



#### STEP3

手続きの  
事前準備をしよう!

事前に必要な書類を準備しメールアドレスをご登録ください。  
メールに届いたURLからWebにアクセス、  
画面に沿ってお手続きしましょう!



※画像はイメージです。

### 申込コードのご案内

Web申込手続き内のお客様情報入力欄で  
「申込コード」の入力が必要になります。

※申込コード未入力の場合、先に進めません。

お客様の申込コード

0530

申込コード/加入者管理キー (半角英数字)

▲ 4~10桁の半角英数字を入力してください。

### 「よくあるご質問(FAQ)」のご案内



制度や  
お手続きの  
疑問は  
こちらで確認!



スピード解決!

裏面のご留意事項もご確認ください▶▶

# ご留意事項

Web申込手続きにあたっては、以下の書類等を事前にご準備いただく必要がございます。

## 事前にご用意いただくもの(加入・移換)

### ◆国民年金第1～3号被保険者の方共通



#### 基礎年金番号

基礎年金番号は基礎年金番号通知書、青色の年金手帳または国民年金の納付書、領収書に記載されています。(不明な場合は「ねんきん定期便」をご用意のうえ、日本年金機構に確認可能です。(0570-058-555))



#### 本人確認書類(次の①・②のいずれか)



①自動車運転免許証(マイナ免許証は除く)  
センシティブ情報(本籍地、臓器提供の意思表示等)が記載されている場合は、付箋等でマスキングして撮影・スキャンしてください。



②パスポート(旅券)  
顔写真付きページ全体を撮影・スキャンしてください。



#### 掛金引落口座の口座番号等 (掛金を拠出される方のみ)



#### 加入者資格喪失の書類 (企業型DCから資産を移換される方のみ)

### ◆掛金を拠出される第2号被保険者の方は以下もご確認ください

Web申込画面上で、「企業年金制度等の加入状況」の項目にて、該当する制度の番号と制度名を選択していただく必要がございます。あらかじめ、以下のフローチャートでご自身の加入状況をご確認ください。(あわせて、別途、企業型DCの掛金額・DB等の他制度掛金相当額のご確認を済ませていただくことで、スムーズにお手続きを進めていただけます。)



お勤め先で企業型DC制度に加入していますか?  
(お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「いいえ」に進んでください)

- はい
- いいえ

ご不明の場合は、お勤め先の人事・総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか?

- 国家公務員共済組合(長期)
- 地方公務員共済組合(長期)
- 私立学校教職員共済制度

はい

- 50 国家公務員共済組合(長期)
- 51 地方公務員共済組合(長期)
- 52 私立学校教職員共済制度(長期)

いいえ

お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか?

- 確定給付企業年金(DB)
- 厚生年金基金
- 石炭鉱業年金基金

はい

02 確定給付型の企業年金

いいえ

00 他に企業年金制度なし

加入中の企業型DC制度の拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか?

- マatching拠出を選択しています
- 事業主掛金が年単位での拠出になっています

はい

iDeCoに加入できません

いいえ

お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか?

はい

53 企業型DCおよび私立学校教職員共済制度(長期)

いいえ

01 企業型DCあり(DB等の他制度の併用を含む)

(受付金融機関)



神奈川銀行

(運営管理機関)



日本生命保険相互会社

NISSAY